

地方交付税法の一部を改正する法律 新旧対照条文

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）の一部改正

（傍線部は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（平成二十五年度分の交付税の総額の特例）</p> <p>第四条 平成二十五年度に限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号から第五号までに掲げる額の合算額に一兆八千九百億円を加算した額から第六号から第九号までに掲げる額の合算額を減額した額に東日本大震災に対処する等のための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律（平成二十三年法律第四十一号。第九号及び附則第十三条第一項において「平成二十三年度総額特例法」という。）第一条に規定する震災復興特別交付税に充てるための六千六百二十七億二千九百五十七万七千円を加算した額とする。</p> <p>一 第六条第二項の規定により算定した額</p> <p>二 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四号）第一条の規定による改正前の地方交付税法（以下「旧法」という。）附則第四条の二第二項の規定において平成二十五年度分の交付税の総額に加算することとされていた額 二千五百十億円</p>	<p>附則</p> <p>（平成二十五年度分の交付税の総額の特例）</p> <p>第四条 平成二十五年度に限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号から第五号までに掲げる額の合算額に一兆八千九百億円を加算した額から第六号から第八号までに掲げる額の合算額を減額した額に東日本大震災に対処する等のための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律（平成二十三年法律第四十一号。附則第十三条第一項において「平成二十三年度総額特例法」という。）第一条に規定する震災復興特別交付税に充てるための六千五百十三億二千四百二十二万二千円を加算した額とする。</p> <p>一 第六条第二項の規定により算定した額</p> <p>二 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四号）第一条の規定による改正前の地方交付税法（以下「旧法」という。）附則第四条の二第二項の規定において平成二十五年度分の交付税の総額に加算することとされていた額 二千五百十億円</p>

三 旧法附則第四条の二第三項の規定において平成二十五年度分の交付税の総額に加算することとされていた額 五千五百八十一億円

四 平成二十五年度における交付税の総額を確保するため前三号に掲げる額の合算額に加算する必要がある額のうち臨時財政対策のための特例加算額 三兆六千四十五億三千百七十五万円

五 平成二十五年度における借入金額の額に相当する額 三十三兆三千百七十二億九千五百四十万八千円

六 平成二十四年度における借入金額の額に相当する額 三十三兆四千百七十二億九千五百四十万八千円

七 平成二十五年度における特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額 千七百四十六億円

八 旧法附則第四条の二第五項の規定において平成二十五年度分の交付税の総額から減額することとされていた額 八百二十七億三千六百五十万円

九 平成二十三年度総額特例法第一条に規定する平成二十三年度震災復興特別交付税額のうち、平成二十三年度総額特例法第四条の規定により平成二十四年度分として交付すべき交付税の総額に加算され、更に旧法附則第十二条第一項の規定により平成二十五年度分として交付すべき交付税の総額に加算された額 八百五十五億四千五十一万九千円

2
略

（平成二十五年度分の普通交付税及び特別交付税の総額の特例）

三 旧法附則第四条の二第三項の規定において平成二十五年度分の交付税の総額に加算することとされていた額 五千五百八十一億円

四 平成二十五年度における交付税の総額を確保するため前三号に掲げる額の合算額に加算する必要がある額のうち臨時財政対策のための特例加算額 三兆六千四十五億三千百七十五万円

五 平成二十五年度における借入金額の額に相当する額 三十三兆三千百七十二億九千五百四十万八千円

六 平成二十四年度における借入金額の額に相当する額 三十三兆四千百七十二億九千五百四十万八千円

七 平成二十五年度における特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額 千七百四十六億円

八 旧法附則第四条の二第五項の規定において平成二十五年度分の交付税の総額から減額することとされていた額 八百二十七億三千六百五十万円

2
略

（平成二十五年度分の普通交付税及び特別交付税の総額の特例）

第十一条 平成二十五年度に限り、同年度分として交付すべき普通交付税の

総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額（第二十条の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この条において同じ。）及び平成二十五年度震災復興特別交付税額（旧法附則第十二条の規定により平成二十五年度分として交付すべき交付税の総額に加算された平成二十四年度震災復興特別交付税額の一部から附則第四条第一項第九号に掲げる額を控除した額及び同項に規定する震災復興特別交付税に充てるための六千六百二十七億二千九百五十七万七千円の合算額をいう。以下この条及び次条において同じ。）の合算額を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、平成二十五年度分として交付すべき特別交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額及び平成二十五年度震災復興特別交付税額の合算額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額及び平成二十五年度震災復興特別交付税額の合算額を加算した額とする。

第十一条 平成二十五年度に限り、同年度分として交付すべき普通交付税の

総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額（第二十条の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この条において同じ。）及び平成二十五年度震災復興特別交付税額（旧法附則第十二条の規定により平成二十五年度分として交付すべき交付税の総額に加算された平成二十四年度震災復興特別交付税額の一部及び附則第四条第一項に規定する震災復興特別交付税に充てるための六千五百三十三億二百四十二万二千円の合算額をいう。以下この条及び次条において同じ。）の合算額を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、平成二十五年度分として交付すべき特別交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額及び平成二十五年度震災復興特別交付税額の合算額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額及び平成二十五年度震災復興特別交付税額の合算額を加算した額とする。